

板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金交付要綱

(平成 24 年 5 月 7 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区の在住者が利用する、東京都重症心身障害児（者）通所事業の対象となる事業所に対し、予算の範囲内において板橋区が運営費の一部を補助し、その円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第 2 条 この補助金の交付を受けることができる事業所は、東京都重症心身障害児（者）通所事業等実施要領（令和 3 年 3 月 29 日付 2 福保障施第 3900 号）第 6 条により、東京都福祉保健局長が都重心通所事業所として指定した事業所とする。ただし、板橋区立の施設は対象から除く。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助の対象経費は、前条に規定する補助対象事業所の運営費のうち、板橋区在住者が利用するために必要な経費とする。

2 補助金の額は、別表 1 に定める都基準日額単価から、標準日額単価を差し引いた額に、別表 2 に定める東京都が事業所ごとに定める出席率係数を乗じた額を基本単価とし、この基本単価に板橋区在住者の利用日数を乗じて得た額の範囲内の額を補助する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 前項に定める、1,000 円未満の端数の切り捨ては、当該端数額を毎年度 3 月分の補助金額から差し引くことで行うものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に関係書類を添えて、指定する期日までに板橋区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第 5 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、書類審査及び必要に応じて行う実地検査等により、補助金を交付することが適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。なお、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、補助金不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止申請)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、事情の変更により決定を受けた申請の内容を変更又は廃止しようと

する場合は、補助金変更交付申請書（別記第4号様式）又は補助事業廃止申請書（別記第5号様式）に関係書類を添えて区長に申請するものとする。

（変更交付又は廃止の決定）

第7条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、同条に定める変更交付申請書及び関係書類により内容を審査し、補助金を変更交付することが適当と認めたときは補助金の変更交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。なお、補助金を変更交付することが適当でないと認めたときは、補助金変更不交付決定通知書（別記第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前条の規定による廃止の申請があった場合において、事業廃止が適当と認めたときは、補助事業廃止承認書（別記第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、当該補助事業の廃止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命じるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 区長は、この補助の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの補助の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（承認事項）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微なものは除く。）。

（2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（事故報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行命令及び遂行の一時停止命令）

第11条 区長は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査若しくは報告又は事業所の実地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（補助金の請求）

第12条 第5条又は第7条第1項の規定による交付決定を受けた補助事業者は、補助金交

付請求書（別記第 9 号様式）により、月を単位として当該月の重症心身障がい者通所事業利用者名簿（別記第 10 号様式）を添付して翌月の 10 日までに区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第 11 号様式）を区長に提出するものとする。この場合において、第 9 条第 2 号の規定により中止又は廃止の承認を受けたときもまた同様とする。

（補助金の額の確定）

第 14 条 区長は、前条の規定により提出された報告書により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、補助金が適正に執行されたと認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第 12 号様式）により補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第 15 条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（決定の取消し）

第 16 条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4）事業の実施内容に不備があると認められたとき。
- （5）法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

2 前項の規定は、第 14 条の規定により補助金の額が確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第 17 条 区長は、補助金の交付決定額を変更した場合又は交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金確定通知書（別記第 12 号様式）により期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 条 区長は、第 16 条第 1 項の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 19 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次にさかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

3 前条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することができる。

(関係帳簿の整備)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、これらの書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めのない事項については、その性質に反しない限り東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）によるほか、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 30 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 17 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年 11 月 18 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

【生活介護】

(通所手段なし)

(単位：円)

重心 定員	都基準 日額単価	標準日額単価	
		本体定員	単 価
41 人～ 50 人	12,820	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
31 人～ 40 人	13,030	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
21 人～ 30 人	13,140	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
		21 人～30 人	10,230
11 人～ 20 人	13,420	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
		21 人～30 人	10,230
		20 人以下	11,670
6 人～ 10 人	14,180	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
		21 人～30 人	10,230
		20 人以下	11,670
5 人	16,790	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
		21 人～30 人	10,230
		20 人以下	11,670

(通所手段有り)

(単位：円)

重心 定員	都基準 日額単価	標準日額単価	
		本体定員	単 価
41 人～ 50 人	21,400	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
31 人～ 40 人	21,610	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
21 人～ 30 人	21,720	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
		21 人～30 人	10,230
11 人～ 20 人	22,000	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
		21 人～30 人	10,230
		20 人以下	11,670
6 人～ 10 人	22,760	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
		21 人～30 人	10,230
		20 人以下	11,670
5 人	25,370	81 人以上	9,250
		61 人～80 人	9,360
		41 人～60 人	9,880
		31 人～40 人	10,230
		21 人～30 人	10,230
		20 人以下	11,670

【児童発達支援事業】

(通所手段なし)

(単位：円)

重心 定員	都基準 日額単価	標準日額単価	
		本体定員	単 価
41人～ 50人	12,820	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
31人～ 40人	13,030	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720
21人～ 30人	13,140	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720
		21人～30人	5,720
11人～ 20人	13,420	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720
		21人～30人	5,720
		11人～20人	5,720
6人～ 10人	14,180	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720
		21人～30人	5,720
		11人～20人	5,720
		10人	6,680
		9人	7,360
		8人	8,210
		7人	9,300
		6人	10,770
5人	16,790	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720

(通所手段有り)

(単位：円)

重心 定員	都基準 日額単価	標準日額単価	
		本体定員	単 価
41人～ 50人	21,400	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
31人～ 40人	21,610	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720
21人～ 30人	21,720	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720
		21人～30人	5,720
11人～ 20人	22,000	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720
		21人～30人	5,720
		11人～20人	5,720
6人～ 10人	22,760	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720
		21人～30人	5,720
		11人～20人	5,720
		10人	6,680
		9人	7,360
		8人	8,210
		7人	9,300
		6人	10,770
5人	25,370	81人以上	5,720
		61人～80人	5,720
		41人～60人	5,720
		31人～40人	5,720

		21人~30人	5,720
		11人~20人	5,720
		10人	6,680
		9人	7,360
		8人	8,210
		7人	9,300
		6人	10,770
		5人	12,800

		21人~30人	5,720
		11人~20人	5,720
		10人	6,680
		9人	7,360
		8人	8,210
		7人	9,300
		6人	10,770
		5人	12,800

【児童発達支援センター】

(通所手段なし)

(単位：円)

重心 定員	都基準 日額単価	標準日額単価	
		本体定員	単 価
41人～ 50人	12,820	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
31人～ 40人	13,030	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
21人～ 30人	13,140	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
		21人～30人	6,840
11人～ 20人	13,420	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
		21人～30人	6,840
		16人～20人	7,450
		15人以下	9,610
6人～ 10人	14,180	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
		21人～30人	6,840
		16人～20人	7,450
		15人以下	9,610
5人	16,790	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
		21人～30人	6,840
		16人～20人	7,450
		15人以下	9,610

(通所手段有り)

(単位：円)

重心 定員	都基準 日額単価	標準日額単価	
		本体定員	単 価
41人～ 50人	21,400	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
31人～ 40人	21,610	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
21人～ 30人	21,720	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
		21人～30人	6,840
11人～ 20人	22,000	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
		21人～30人	6,840
		16人～20人	7,450
		15人以下	9,610
6人～ 10人	22,760	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
		21人～30人	6,840
		16人～20人	7,450
		15人以下	9,610
5人	25,370	81人以上	6,840
		61人～80人	6,840
		41人～60人	6,840
		31人～40人	6,840
		21人～30人	6,840
		16人～20人	7,450
		15人以下	9,610

【医療型児童発達支援センター】

(通所手段なし)

(単位：円)

重心定員	都基準 日額単価	標準日額単価	
		本体定員	単 価
41人～ 50人	12,820	区分無し	3,820
31人～ 40人	13,030	区分無し	3,820
21人～ 30人	13,140	区分無し	3,820
11人～ 20人	13,420	区分無し	3,820
6人～10 人	14,180	区分無し	3,820
5人	16,790	区分無し	3,820

(通所手段有り)

(単位：円)

重心定員	都基準 日額単価	標準日額単価	
		本体定員	単 価
41人～ 50人	21,400	区分無し	3,820
31人～ 40人	21,610	区分無し	3,820
21人～ 30人	21,720	区分無し	3,820
11人～ 20人	22,000	区分無し	3,820
6人～10 人	22,760	区分無し	3,820
5人	25,370	区分無し	3,820

(1) 「重心定員」欄は「1日通所定員数」により区分する。

(2) 「本体定員」欄は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の定員により区分する。

別表 2 (第 3 条関係)

出席率係数

出席率	係数
75.1%以上	1.00
70.1%~75.0%	1.40
65.1%~70.0%	1.50
60.1%~65.0%	1.70
55.1%~60.0%	1.80
55.0%以下	2.00

（宛先）板橋区長

事業所の所在地

代表者名

事業所名

電話番号

年度板橋区重症心身障がい児（者）

通所事業運営費補助金交付申請書

年度板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

（申請関係書類）

1 所要額調書

2 年間利用者出席予定表

事業所の所在地

法人名
代表者名
事業所名

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円

(内 訳)

①：都基準日額単価	
②：標準日額単価	
③：出席者係数	
④：年間延べ利用日数	
補助金額の算定方法	$(① - ②) \times ③ \times ④$ (1,000円未満切り捨て)

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

事業所の所在地

法 人 名

代表者名

事業所名

補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営
費補助金を、下記により不交付とする。

年 月 日

板橋区長

記

1 不交付決定の理由

2 補助却下（停止）日

（宛先）板橋区長

事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

電話番号

補助金変更交付申請書

年度板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金として、次の金額を変更交付されたく、関係書類を添えて申請します。

変更申請額	金	円
既交付決定額	金	円
（内交付済額	金	円）
差引追加（減額）額	金	円

（申請関係書類）

- 1 所要額調書
- 2 年間利用者出席予定表
- 3 変更内容
- 4 変更年月日

（宛先）板橋区長

事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

電話番号

補助事業廃止申請書

板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助事業について、下記の理由により事業を廃止されたく申請します。

記

1 事業廃止理由

2 事業廃止年月日

事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金を、下記により変更交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 変更交付金額 金 円

(内 訳)

	変更前	変更後
①：都基準日額単価		
②：標準日額単価		
③：出席者係数		
④：年間延べ利用日数		

※補助金算出方法：(①－②) × ③ × ④ (1,000円未満切り捨て)

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金を、下記により変更交付しない。

年 月 日

板橋区長

記

1 変更不交付決定の理由

（宛先）板橋区長

事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

補助事業廃止承認書

年 月 日付で申請のありました、板橋区重症心身障がい児（者）通所事業
運営費補助事業について、下記のとおり事業の廃止を承認します。

年 月 日

板橋区長

記

1 承認年月日

2 承認内容

補助金交付請求書

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金（ 月分）
として上記金額を請求いたします。

（請求内訳）

①：都基準日額単価	円
②：標準日額単価	円
③：出席者係数	
④： 月分延べ利用日数	日
請求額（①－②）×③×④	円

年 月 日

事業所の所在地

法人名
代表者名
事業所名
電話番号

（宛先）板 橋 区 長

（宛先）板 橋 区 長

事業所の所在地

法 人 名

代表者名

事業所名

電話番号

年度板橋区重症心身障がい児（者）通所

事業運営費補助金の実績報告について

年度板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金に係る事業実績について、
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

（関係書類）

1 支 払 額 調 書

2 年間利用者実績状況表

事業所の所在地
法 人 名
代表者名
事業所名

補助金確定通知書

年 月 日付 板 第 号で交付決定した 年度板橋区重症
心身障がい児（者）通所事業運営費補助金については、下記のとおり確定する。

年 月 日

板橋区長

記

1 補助金確定額 金 円

2 返還金がある場合

板橋区重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金交付要綱第 17 条に基づき、
年 月 日までに返還するよう命じる。

- (1) 補助金確定額 円
- (2) 既交付済額 円
- (3) 返還額 円

注：これは、先に提出された 年度補助金に係る実績報告書について交付決定の内容及び
これに付した条件に適合していると認められたことにより通知するものである。